

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成30年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、審査請求人に対して、平成30年度固定資産税・都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年4月2日付けで、「課税標準額」、「算出税額」、「徴収猶予税額」、「軽減税額」、「区分所有税額」、「差引税額」、「減免税額」、「共有按分税額」などの記載がある納税通知書（通知書番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）により、本件処分にかかる通知（以下「本件通知」という。）を行った。

2 審査請求

- (1) 審査請求人は、本件処分について、平成30年4月21日付けで審査を請求し、平成30年5月16日付で審査請求書を補正した。
- (2) 本件審査請求は、本件処分のうち、本件通知で、「区分所有税額」として、固定資産税8,627円、都市計画税3,697円として課税されている点についてのみ、争うものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 当該納税通知書（以下「本件通知書」という。）には、地方税法にも、市税条例にも記載のない「区分所有税」についての記載がある。税法に規定されていない「区分所有税」を課すことは租税法律主義に反するので、「区分所有税」を課することは違法であり、取り消すべきである。
- (2) 本件通知書は市税条例施行規則の第36号様式と異なっているから、課税は違法であり、取り消すべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件通知書は、固定資産税・都市計画税の算出にいたる計算過程等を記載しているものである。本件通知書では、「徴収猶予税額」、「軽減税額」、のように、便宜上の用語を用いている。「区分所有税額」もこうした項目のひとつであり、「区分所有税額」は、地方税法第352条の2第1項（都市計画税については、地方税法第702条の8で固定資産税の賦課徴収の例による。）に規定する共用土地に対する固定資産税・都市計画税の税額であり、本件通知書には、この規定に基づいて算出された額を記載している。

したがって、「区分所有税」なる税を賦課したものではないので、本件処分について、取消しを求める理由はない。

- (2) 本件通知書は、市税条例施行規則に定める第36号様式と異なる様式を用いている。第

36号様式を全く使用していないわけではなく、納付書で納める場合は、第36号様式を用いている。しかし、金融機関による口座振替の場合に、第36号様式通り、納付場所の記載や「機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。」という注意書きがあると、かえって納税義務者に混乱を生じさせ、また、納期限についても口座振替の場合は、自動引き落としであるし、別の箇所に記載してあるので、省略して構わない。いずれにしても賦課徴収には影響がなく、本件処分について、取消しを求める理由はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、本件審査請求は、本件処分のうち、本件通知で、「区分所有税額」として、固定資産税8,627円、都市計画税3,697円として課税されている点についてのみ争うものと明言しているので、この点に絞って、その適否を判断する。
- (2) 審査請求人は、「区分所有税」という地方税法、市税条例、その他の法令に根拠のない課税がなされ、租税法律主義に反すると主張する。

しかしながら、固定資産税・都市計画税は、課税標準額に税率を乗じた「算出税額」（なお、1,000円未満切捨て（地方税法第20条の4の2））から、地方税法第15条に規定される「徴収猶予税額」や地方税法附則第15条の6、第15条の7、第15条の8に規定される「軽減税額」を引き、地方税法第352条の2に規定される「区分所有税額」を加えるなどして算出されるものであり（都市計画税については、地方税法702条の8で固定資産税の賦課徴収の例による。）、「区分所有税額」は固定資産税・都市計画税の計算過程で算出される項目のひとつに過ぎず、「区分所有税」という租税を課するものではないから、本件通知書に、「区分所有税」との記載があったとしても、租税法律主義に反するものではない。

租税法律主義は、課税に国民の代表者からなる議会が定めた法律の裏づけを必要とするところ、固定資産税の課税根拠については、地方税法に定められている。処分庁が弁明するところ、「区分所有税」は、固定資産税・都市計画税の税額を算出する過程で、当該税額の算出根拠を説明するための項目のひとつとして挙げられているに過ぎず、「区分所有税」の算出方法について、地方税法第352条の2に規定がある以上、本件通知に、「区分所有税」という記載があることを捉えて、租税法律主義に反するということとはできない。

- (3) 市税条例施行規則第5条第1項で「条例施行のため必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする」とあるが、元来、こうした様式は、法令の規定する項目を、過不足なく記載するために、あらかじめ用意されたものであって、字句が完全に一致することまでを要求されているとまでは解されない。

本件通知では、市税条例施行規則に定める第36号様式がそのままは使用されず、納税通知書（その1）に記載されるはずの「納期限」、「納付場所」についての記載がなく、「機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。」という注意書きも記載されていないが、口座振替される場合は、処分庁が主張するところ、必ずしも必要な記載

ではなく、かえって納税義務者に混乱をもたらす恐れがあり、また、納期限については、納税通知書（その２）に記載があることも併せ考えると、これらの記載を省いたからといって、審査請求人に特段の不利益が生じたとは認められないし、審査請求人からも不利益があったとの主張があるわけでもないから、市税条例施行規則に規定される様式がそのまま使用されていないからといって、本件処分の有効性に影響を与えるとまではいえない。

もともと、定められた様式を自由に改変できるとすると、市税条例施行規則で様式を定め、法令の規定する項目を、過不足なく記載させようとした趣旨を没却することもありうるから、市税条例施行規則と異なる様式を用いる場合は慎重である必要がある。この点で、口座振替される場合の固定資産税・都市計画税の通知書の様式について、今後、検討の余地はあることまでは否定しない。

（４）したがって、租税法律主義の観点からも、定められた様式が用いられなかった観点からも、本件処分を違法なものとすることはできない。

第５ 審査庁の意見

原処分維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第６ 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成３０年８月２８日	諮問
平成３０年１０月５日	調査審議，口頭意見陳述
平成３０年１１月５日	調査審議

第７ 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

１ 本件通知書に記載のある「区分所有税額」について

本件通知書に記載のある「区分所有税額」は、処分庁が、固定資産税・都市計画税の税額を算出するに当たり、地方税法に規定されている項目の一つをこのような略称で表現したものであって、地方税法第３５２条の２第１項（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税）に相当するものである。

すなわち、本件通知書の「区分所有税額」についての記載は、「区分所有税」なる税を賦課したことを示すものではなく、固定資産税・都市計画税の算出根拠の一部にすぎない。したがって、本件通知書に「区分所有税」との記載があったとしても、租税法律主義に反するものではない。

よって、本件処分は違法なものではなく、取り消すべき理由はない。

２ 本件通知書の様式について

本件通知書では、市税条例施行規則第３６号様式がそのままは使用されず、納税通知書（その１）に記載されるはずの「納期限」、「納付場所」についての記載がなく、「機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。」という注意書きも記載されていない。

このように、同規則に定める様式の字句の一部を記載していない理由は、口座振替がされる場合、これらの記載があると、かえって納税義務者に混乱が生じるためであり、この理由

には合理性が認められる。また、これらの記載を省いたからといって、審査請求人に特段の不利益が生じたとは認められないし、審査請求人からも不利益があったとの主張があるわけでもない。

以上に鑑みると、市税条例施行規則に定める様式がそのまま使用されていないからといって、本件処分を取り消すべき瑕疵に当たるとはいえない。

3 結論

以上より、本件審査請求は理由がないと認められるので、第1記載のとおり判断する。

第8 付言

1 処分庁が本件通知書において、固定資産税・都市計画税の税額を算出するに当たり、その算出根拠を説明するための項目の一つとして、「区分所有税額」という便宜上の用語を使用しており、また、市税条例施行規則第36号様式の一部の記載を省略して使用しているという点について付言する。

2 「区分所有税額」は、本件通知書において、処分庁が固定資産税・都市計画税の税額を算出するに当たり便宜上使用している用語であるが、一般の市民の立場から見たときに、当該用語では説明が十分ではなく、誤解を与えかねない。本件通知書の様式は市税条例施行規則において定められており、同様式に記載の「区分所有税額」という文言は容易に改めることが可能である。以上に鑑みれば、通知書で用いられている文言自体をより市民にとって理解しやすい表現に改めるか、あるいは、理解しにくい文言については通知書それ自体に説明を付記するか市ホームページに補足的な説明を掲載するなどの方法で、市としての市民に対する説明責任を果たすべきである。

また、金融機関による口座振替の場合においては、市税条例施行規則第36号様式をそのまま使用せず、一部の記載を省略しているという点については、口座振替を利用する納税義務者が全体の約6割という相当数にのぼる現状を考えると、口座振替による納付に対応した様式を作成し、規則に明確に定めることが望ましい。今後、市税条例施行規則第36号様式自体の見直しを検討すべきである。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史